

付属書2:

『専利審査指南改正案（2回目の意見募集稿）』に関する説明

一、改正の背景

習近平総書記による知的財産権保護強化に関する一連の指示の主旨を全面的に貫徹し、「放管服」（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革の決定・手配を徹底的に実施に移し、経済や科学技術の急速な発展からの審査規則に対する新しい要望に積極的に答え、専利審査の品質と審査効率を高めるために、国家知識産権局は専利審査標準を見直し続け、革新主体に強力な制度保障を提供している。2020年5月、国家知識産権局は、『専利審査指南』（以下『指南』という）の全面的な改正作業を開始した。今回の改正は、社会主体のニーズを十分に調査し、審査実務の経験をまとめた上で行なった。

『専利審査指南改正案（2回目の意見募集稿）』の内容は、『指南』の第二部分第十章（1回目の公開的意見募集の内容に当たる）を除く残りの改正内容に及ぶ。

二、初歩審査部分の改正内容と改正説明（『指南』第一部分 第一章～第三章）

（一）出願書類の補正・差替頁の部数についての改正（第一部分第一章第3.4節）

現行『指南』で提出する必要がある出願書類の補正・差替頁の部数に関する規定は、従来の紙媒体審査モデルの需要に基づくもので、2部の補正・差替頁のうちの1部をアーカイブ書類として案件フォルダーに保存し、もう1部は公報袋書類として公布のための編集用とする。

2010年、国家知識産権局はペーパーレス化審査を実現することにより、1部のみで審査の需要を満たすことができるようになった。改正により出願人が補正する場合、出願書類の補正・差替頁は他の書類と同じように、1部を提出すればいい。

（二）発明名称の文字数についての改正（第一部分第一章第4.1.1節）

経済社会の発展と科学技術の継続的な進歩に伴い、多くの新興領域や新興技術が続々と現れてきている。一部の領域で使用する技術用語は、通常、比較的長い名称があり、発明名称の文字数を制限すれば、このような発明専利出願の保護を要求するタイトルとタイプを正確に示すことができない可能性がある。発明名称の文字数制限の緩和は、技術発展の要求により適応し、広範な革新主体のニーズを満たすことができる。そのため、発明名称の文字数を60文字まで拡張した。また、関連章節の内容に対しても適応的調整を行なった。

（三）発明者資格及び発明者の記入順序に関する改正（第一部分第一章第4.1.2節）

1. 発明者の資格に関する改正

各国の関連法律、特に専利の法律法規では実質上、いずれも発明者が「人類」「自然人」であることを要求している。中国『民法典』第二百三十三条の規定によると、民事主体は法により知的財産権を保有する。『民法典』第二条で規定している民事主体には自然人、法人と非法人組織が含まれる。人工知能は『民法典』に規定している民事主体ではなく、法により知的財産権を保有することができないため、今回の改正で人工知能は発明者になることができないと明確にした。

2. 発明者の記入順序に関する改正

現行『指南』の中の発明者の記入順序に関する規定は従来の紙媒体出願表の必要に応じて制定したものである。電子出願が普及された状況において、『指南』の規定に対し適応的改正を行う必要がある。また、以降の各事項をより柔軟に、効果的に推進するために、発明者の具体的な記入順序に対し固定的な規定をしなくなり、出願人は表の要求に従って記入すればよい。

(四) 出願人の資格審査に関する改正（第一部分第一章第4.1.3.1節、第4.1.3.2節）

1. 出願人の資格審査に関する改正

出願人の便利を図り、必須でない証明書類の提出を減らし、「放管服」改革を確実に実行するために、今回の改正で現行『指南』の中の出願人資格審査に対する具体的な操作を簡素化し、一般的には資格審査を行わないとした。

2. 組織機構コードに関する改正

現在、中国では既に営業許可証、組織機構コード、税務登記の一本化、及び1証に1コード、つまり社会信用コードの統一使用改革を完成させたため、これに基づいて『指南』に対し適応的改正を行った。また、専利出願請求書の記入説明に、姓名又は名称は証書コードと一致しなければならないという規定を追加した。

3. 外国人の通常の居所や営業所証明に関する改正

国務院弁公庁が印刷、配布した『証明事項整理作業のスムーズな推進に関する通知』により、「証明書を減らし国民の便利を図る」が実行され、現在、「外国企業出願人が中国で經常営業所を持つ証明」及び「中国で1年以上居住した証明書類」という2件の証明書類が既に廃止された。それに応じて適応的改正を行った。

(五) 代表者に関する改正（第一部分第一章第4.1.5節）

代表者に関する規定を改正した。第一に、電子出願と紙媒体出願を合わせて考慮し、出願の時にいずれも代表者を指定し、形式上より一致させる必要がある。第二に、代表者を明記していない場合は、紙媒体出願と電子出願の実際の状況によってそれぞれ規定する。

「代表者は出願人全員を代表して専利出願を提出し、専利局でのその他の手続き

を行うことができる」と規定し、『専利法実施細則』（以下『細則』という）第百一十九条第一項の内容と一致するようにした。そして、権利回復、優先権や専利出願の取り下げ、専利出願権(又は専利権)譲渡、優先権譲渡等の手続きの処理に関して、「別の規定がある場合を除く」と追加した。

重複を避けるように、直接権利共有に関わる手続き部分の独立した記載を削除し、関連内容を以降の各章節の具体的な事務の規定の中で詳しく記載することにした。

(六) 出願人の住所記入に関する改正（第一部分第一章第4.1.7節）

多様にとれる字義をなくし、住所記入の正確性を高めるために、出願人の住所と通常の居所や営業所所在地の関係に関する記述を追加し、出願人の記入する住所は通常の居所や営業所所在地と一致しなければならず、国籍に対応する住所を記入しないことを明記した。

外国の出願人の住所記入は、国名のみを記入するものとし、『指南』を『細則』の関連内容と一致させるようにした。そして、出願人記入項目を規範化、簡素化し、審査効率の向上を図った。

(七) 電子出願シーケンス表の提出方式に関する改正（第一部分第一章第4.2節）

出願人の負担を軽くし、書類の作成と提出ステップを減らすために、明細書におけるシーケンス表の関連規定を改正した。「電子出願の場合は、規定に適合するコンピュータ可読シーケンス表を明細書の1つの独立部分として提出しなければならない。」を追加した。ヌクレオチド又はアミノ酸シーケンス表に関わる発明専利の電子出願については、出願人は、規定のフォーマットに適合するコンピュータ可読シーケンス表を1部提供すればよい。

(八) 分割出願の確認及び提出時期に関する改正（第一部分第一章第5.1.1節）

1. 請求書の中の分割出願欄の元出願番号の記入標準の改正

出願人の便利を図り、また請求書の表と電子出願システムの改正に適応するために、元出願が国際出願である場合は、その国際出願番号が電子審査システムで検索することができるため、出願人が自ら記入する必要はなくなった。

2. 分割出願で提出しなければならない書類の改正

国務院弁公庁が印刷、配布した『証明事項清理事業のスムーズな推進に関する通知』の要求を実施に移すために、現在、ペーパーレス化審査が実現された条件において、元出願で提出した書類は全て電子審査システムで検索することができるため、出願人が自ら提出する必要はなくなった。従って、分割出願で出願書類以外の提出すべきその他の書類種類を削除した。

3. 分割出願提出のタイミングの改正

分割出願提出のタイミングの中の「審判請求提出後及び審判決定に不服があり行政訴訟を提起した期間」を、「審判請求提出後の審判期間、審判決定を受領した日

から3ヶ月以内及び審判決定に不服があり提起した行政訴訟期間」に改正した。このような改正が、分割提出タイミングの立法の本来の意図に適合し、分割タイミングという文字の意味がより明確になるようにし、審査標準の運用の一致性に有益である。また、出願人を指導し、分割提出のタイミング要求を規範化する役割がある。

(九) 委託に関する改正（第一部分第一章第6.1.1節）

外国の出願人、香港・マカオ・台湾の出願人と中国本土の出願人が共同で専利を出願する場合の規定を改正し、中国本土の出願人が代表者である場合、代理機構に専利事務の処理を委託しても、自ら処理してもよいと明確にした。

(十) 委任状に関わる関連規定に関する改正（第一部分第一章第6.1.2節）

1. 総委任状コピーの提出の関連規定の削除

出願人の便利のためから、今回の改正で現行『指南』の中の総委任状コピーの提出の関連規定を削除した。出願人が専利出願請求書又は補正書に総委任状番号を明記した場合は、電子書類による専利代理委任状と総委任状をスキャンしたものを提出する必要はない。

2. 委任状不合格規定の改正

第6.1.2節の改正で委任状不合格の規定に対し相応の調整を行なった。本土の出願人の委任状が合格でなければ、補正期間を過ぎた後に、代理機構未委託みなし通知書を発行しなければならない。中国に通常の居所や営業所がない外国の出願人と香港・マカオ・台湾の出願人の委任状が合格でない場合は、補正期間を過ぎた後、取り下げみなし通知書を発行し、補正が合格でない場合は拒絶通知書を発行しなければならない。本土の出願人が中国に通常の居所や営業所がない外国の出願人又は香港・マカオ・台湾の出願人と共同で専利を出願し、本土の出願人が代表者でない場合は、委任状が合格でなければ、補正期間を過ぎた後、取り下げみなし通知書を発行し、補正が合格でなければ、拒絶通知書を発行しなければならない。

(十一) 本国優先権の涉外譲渡に関する改正（第一部分第一章第6.2.2.4節）

本国優先権を要求する出願の涉外譲渡にあたり、『指南』第一部分第一章第6.7.2.2節第(3)号の規定を参照して処理する規定を追加した。これにより、本国優先権が国内から国外に譲渡される時に提出しなければならない証明書類を明確にし、審査を抛り所があるものにし、出願人の規範化、出願人に対する指導を図った。

(十二) 他人が出願人の同意を得ずその内容を漏洩した場合の新規性を喪失しない期限延長に関する改正（第一部分第一章第6.3.3節）

「出願人が出願日以降に知り得た場合…」を、「出願人が出願日以降に自ら知り得た場合…」に改正した。出願人が審査意見通知書を受領した後に『専利法』第二十四条第(三)号に記載の状況が存在すると知り得た場合を、『指南』第二部分第三章第5節の規定に導く。つまり、同節の最後に「出願人が専利局の通知書を受領

してから知り得た場合は、本指南第二部分第二章第5節の規定を適用する」という内容を追加する。各種状況での操作方法によって、出願人により明確な指導を与え、出願人の合法的権益をより保護するようにしている。

(十三) バッチ登録項目変更の提出方式の追加に関する改正（第一部分第一章第6.7.1.1節）

出願人による登録項目変更の操作プロセスを更に簡素化するために、第一部分第一章第6.7.1.1節の登録項目変更申込書に関する章節にバッチ登録項目変更の関連規定を追加し、「複数件の専利出願の同一登録項目に変更が生じた場合、変更の内容が完全に同一であっても、それぞれ登録項目変更申込書を提出しなければならない」を「複数件の専利出願の同一登録項目に変更が生じ、且つ変更の内容が完全に同一である場合は、バッチ登録項目変更申込書を提出してもよい」に変更した。この改正により、出願人は名称変更、代理機構変更等、同じ変更内容に対し、バッチ登録項目変更申込書を提出し、バッチ登録項目申込書に関わる出願番号リストを明記し、対応する証明書類を提出し、登録項目の変更をバッチで処理することができる。

(十四) 登録項目変更手数料に関する改正（第一部分第一章第6.7.1.2節、第6.7.1.3節）

『細則』第九十三条及び行政事業料金基準の中で、「登録事項変更料」という表現を統一的に使用しているため、用語の統一を行う。

『一部の専利料金の廃止・調整に関する公告』（国家知識産権局公告第272号）で、専利料金（国内部分）の中の登録事項変更料（専利代理機構、代理人委託関係の変更）を廃止すると規定している。今回の改正で専利代理機構及び代理人委託関係が変更する時の登録事項変更料を廃止した後、登録項目変更料には発明者、出願人や専利権者の変更費用のみを含むことを明確にし、現行規定と事例を削除した。現在、発明者、出願人や専利権者を同時に変更する場合は、費用を1回のみ徴収する。『指南』の記述を更に簡潔にするために、登録項目変更手数料の定義として、「1件の専利出願の登録項目変更を申し込む度の費用」と明確し、現行の関連事例を削除した。

第6.7.1.1節にバッチ登録項目変更申込書の提出方式を追加した上に、第6.7.1.2節にバッチ登録項目変更に対し1回のみ費用を徴収する規定を追加した。出願人の改名に関わる対応する権利主体が変わらないことを考慮し、バッチで出願人や専利権者の姓名又は名称を変更するが、権利移転に関わらない場合は、1回のみ費用徴収とする。

(十五) 登録項目変更手続きを行うものに関する改正（第一部分第一章第6.7.1.4節）

「権利移転による変更は、新しい権利者又はその委託した専利代理機構が手続きを行なってもよい」を「権利移転による変更は、新しい権利者が手続きを行なってもよい。新しい権利者が代理機構に委託した場合は、その委託した専利代理機構が行うこととする」に改正し、多様にとれる字義が生じることを避けるように、明確に規定した。

(十六)名称変更証明書類の簡素化に関する改正（第一部分第一章第6.7.2.1節）

出願人（又は専利権者）が姓名又は名称の変更を請求する場合、住民身分証書コード又は統一社会信用コードのみを提供してもよいと明確にした。関連管理部門の電子データの共有により関連情報の一致性を確認した場合は、出願人がその他の証明書類を提出する必要はない。当事者の負担を軽くし、審査プロセスを加速化することに有益である。但し、外国の出願人、その他の情報共有により名称の変更情報の一致性を確認することができない事業者や組織は、当事者から名称変更証明書類を提供する必要がある。

出願人変更のパターン2の中の「個人による記入ミス」を「記載ミス」に改正し、このパターンとして出願人が名前を間違えた、例えば誤字や同音異字に間違えたパターンを含むと更に明記し、その他のパターンとより明確に区別されるようにした。

(十七)発明者変更の更なる規範化に関する改正（第一部分第一章第6.7.2.3節）

実務において、発明者姓名の記載ミスがあり変更請求を提出する場合の関連規定を追加した。つまり、発明者が姓名の記載ミスにより変更請求を提出する場合は、本人が署名した又は押印した声明及び本人の身份证明書類を提出しなければならない。

発明者による記入漏れや記入ミスに対しては、発明者が証明書類に変更理由（記入ミス又は記入漏れ）を明記し、声明承諾の方式で『細則』第十三条に従って変更後の発明者は本発明創造の実質的特徴に対し独創的な貢献をした全員であると声明することのみを要求する。これは、当事者がどのように手続きを行うかを明確に指導し、当事者の便利を図る目標を達成することができる。一方、「放管服」要求を確実に実施に移し、更に証明書類の提出を簡素化し、声明方式で、当事者つまり出願人全員及び変更前後の発明者全員に、独創的な貢献を行なったかどうかという客観的な事実を確認してもらう。

(十八)実用新案部分の主な改正内容と改正説明（『指南』 第一部分第二章）

1. 書類提出要求の更なる簡素化、提出方式の更なる柔軟化（第一部分第二章第3.4節、第7.5節）

国务院の「放管服」改革の更なる深化に関する具体的な手配を更に実施に移し、出願人による書類の提出を更に便利にするために、今回は書類の提出要求を簡素化し、また、書類の提出方式を更に柔軟にした。現行『指南』第一部分第二章第3.4

節で、実用新案補正書類の補正・差替頁及びその他の書類の具体的な数量を規定している。今回の改正では、同節の数量要求を削除し、1部提出すれば可とした。

現行『指南』第7.5節第(5)号で、選択図の提出方式を「提出」に限定していたが、今回はそれを「提出又は指定」と改正した。つまり、出願人がより柔軟な方式で選択図を提出することを認めるようになった。

2. 文字の適応的調整(第一部分第二章第3.2節、第7.3節、第7.5節、第11節)

内容の簡潔性から、現行『指南』第一部分第二章第3.2節で補正通知書を再発行する事由を規定している。その規定内容は実は拒絶タイミングを満たす要求であり、本章第3.5.1節と第3.5.2節で拒絶タイミングの関連内容について明確に説明しているため、前後の文字の意思表示が重複であった。今回の改正で同号における補正通知書の再発行に関する内容を削除し、表現を簡潔にしたが、審査基準は変わっていない。

内容の一致性については、現行『指南』第一部分第二章第7.5節第(2)号で要約書にタイトルを用いてはならないと規定したが、文言が第一部分第一章と異なっていた。今回の改正で同じ文言、つまり「要約書のテキスト部分にはタイトルを用いてはならない」に改正し、前後の内容の一致性を維持するようにした。

内容の完全性については、現行『指南』第一部分第二章第11節は第四部分第六章第3節の規定をカバーしていない。今回の改正で、それを補足して、「新規性に関する審査は、本指南第二部分第三章と第四部分第六章第3節の規定を参照する。」に改正した。

現行『指南』第一部分第二章第7.3節第(7)号に、対応する法律条項を明記していなかったため、今回、その左側に、対応する法律条項として「細則18.3」を追加した。

(十九)意匠部分の主な改正内容と改正説明(『指南』第一部分第三章)

1. 意匠専利出願物品名称に関する関連規定の見直し(第一部分第三章第4.1.1節)

現行『指南』第一部分第三章第4.1.1節第(5)号の中の例「LEDランプ」も第(2)号の「あまりにも抽象的で不当な概括」である上位物品名称に該当する。今回の改正で、第一部分第三章第4.1.1節第(2)号「あまりにも抽象的で不当な概括」である物品名称に「ランプ」の例を追加し、このような物品名称は規定に適合しないと明確にした。また、第(5)号の中の不当な事例「LEDランプ」を削除し、出願人の誤解を避け、審査の品質と審査効率を高めるようにした。

2. 意匠専利出願の立体図の提出要求の更なる明確化(第一部分第三章第4.2節、第4.2.4節、第4.3節)

物品の意匠の要部が1つ又は幾つかの面にのみ関わる立体物品について、現行『指南』第一部分第三章第4.2節で、「少なくともその関わる面の正投影図と立体図を

提出しなければならない」と規定している。今回の『指南』改正で更に、立体物品の意匠の要部に関わる面について、正投影図で提出しなければならない、意匠の要部に関わらない面についてははっきりと見えるように示す必要があり、正投影図を提出しても、立体図を提出してもよいと明記し、出願人が正確に立体物品の図面を提出するように導くことを図っている。また、図面を省略することができる事由、つまり、「使用の時、見えにくい又は見えない面の図面を省略してもよい」規定を追加した。

第4.2.4節の立体図の欠陥及び図面の省略事由に対し適応的改正を行なった。具体的には、第一部分第三章第4.2.4節第(4)号の中で、「物品意匠の要部が6面に関わっているが、6面の正投影図が揃っていない」を「物品の6面の表示が完全ではない」に改正し、「大型又は位置が固定の設備及び底面があまり見られない物品は底面図を省略してもよい」を「物品使用時に見えにくい又は見えない面は、対応する図面を省略してもよい」に改正した。これで、改正後の内容は第一部分第三章第4.2節の規定と呼応するようになった。

また、4.3節の簡単な説明における図面の省略事由に対しても適応的改正を行なった。第一部分第三章第4.2節で規定している図面の省略事由は、相対的確定性があることであるため、「明記し難い場合は、ある図面を省略するとのみ明記してもよい」事由が存在しない。今回の改正で第一部分第三章第4.3節の中の図面の省略に関する「明記し難い場合は、ある図面を省略するとのみ明記してもよい」という事由を削除した。また、「大型設備で底面図がない場合、「底面図省略」と書いて良い」例を、「左側面図は右側面図と対称であるため、左側面図を省略する」「使用の時、底面が通常見られないため、底面図を省略する」に改正した。今回改正後の挙げられた2つの例は、指導性があるものであり、出願人が簡単な説明を正確に作成するように導くのに役立つ。

3. 意匠専利出願部品物品の簡単な説明の提出要求の明確化(第一部分第三章第4.3節)

現行『指南』第一部分第三章第4.3節で、「簡単な説明に物品のカテゴリの特定に役立つ用途を明記しなければならない」と規定しているが、部品物品の場合は、部品物品自身の用途の記載のみでは、当該部品物品の専利保護範囲を特定するのが往々にして難しい。

今回の改正で、第一部分第三章第4.3節(2)に、「部品については、通常、その用いる物品も明記しなければならない。必要な場合は、その用いる物品の用途を明記する。」という規定を追加し、部品物品の保護範囲の明確化を図った。汎用部品物品について、通常、その用いる物品を明記しなくてもその保護範囲を特定することができるが、非汎用部品については、その用いる物品を明記しなければ、その

保護範囲の特定が困難である場合が多いため、ここで「通常、明記しなければならない」と規定し、限定している。主に非汎用部品の場合は、その用いる物品を明記しなければならないことを強調するためである。なお、非汎用部品の用いる物品の用途が一般消費者に熟知されている場合は、簡単な説明にその用途を明記する必要はないが、当該部品の用いる物品の用途が明確でなく、その用いる物品の用途を明記しなければその保護範囲を特定することができない場合は、簡単な説明に当該部品の用いる物品の用途を明記する必要がある。従って、ここでは「必要な場合、その用いる物品の用途を明記する」と規定した。

4. 意匠専利出願第五条第一項の関わる法律違反の審査の充実化（第一部分第三章第6.1.1節）

第一部分第三章第6.1.1節の中の法律違反に関わる事例を充実にし、意匠専利出願に現れた法律違反の典型的な事由を追加した。

第一部分第三章第6.1.1節の例の部分に、「賭博設備、麻薬用器具」という2種類の、明らかに法律に背く物品タイプを追加し、『中華人民共和国刑法』『中華人民共和国治安管理処罰法』で賭博、麻薬使用等の関連行為を禁止しているため、賭博設備、麻薬用器具に関する意匠は法律に違反する意匠であり、専利権を付与することができないことを明確にした。

5. 意匠専利出願第五条第一項の社会公德違反に関わる審査の充実化（第一部分第三章第6.1.2節）

第一部分第三章第6.1.2節の社会公德違反の例を充実にし、意匠専利出願の中で現れる社会公德違反の典型的な事由を追加した。

『指南』は、意匠専利出願に現れた明らかな暴力、殺人及び猥褻内容について規定しているが、意匠内容が晦渋的なものであり、挑発的、侮辱的な内容に該当するケースが見られる。国务院新聞弁、工業・情報化部、公安部、文化部等の部門は、インターネット低俗取り締まりキャンペーンを展開し、低俗気風の蔓延を抑制することを図った。そのため、今回の改正で、社会公德違反の例を追加し、「低俗」な内容がある意匠には専利権を付与してはならないと明確にした。また、社会公德違反の内容が含まれる意匠は、このような内容が含まれる「画像又は写真」という形のみで存在するわけではないため、「画像又は写真」という限定を削除し、現れそうなあらゆる事由を全面的に含めるようにした。

6. 意匠専利出願第五条第一項の公共利益妨害に関わる審査の充実化（第一部分第三章第6.1.3節）

第一部分第三章第6.1.3節の第2段落の中の「専利出願における意匠の文字又は図案」に関する限定を削除し、意匠の専利出願の中の物品形状のデザインが公共利益を妨害する恐れがある事由を入れた。また、第2段落に挙げられた公共利益妨害事

由を、第一に、「国の重大な政治事件に関わり、人民感情又は民族感情を傷つけ、封建迷信を宣伝する意匠」、第二に、「国の重大な経済事件、文化事件又は宗教信仰」に関わる意匠という2ランクに分け、その結果の深刻度が公共利益妨害につながるほどであるかどうか判断する必要がある。公共利益を妨害する意匠に該当する場合は、専利権を付与することができない。

同節の第3、4段落の中の「…を…とする」という記述形式を「…を含む」に改正し、また、「有名な建築物（例えば天安門）を「天安門等の有名な建築物を含む」に改正した。公共利益を妨害する関連事由の規定を明確にした。有名な建築物、指導者の肖像、国旗、国章等を全体内容とする意匠に限って専利権を付与しないわけではなく、上記内容を含む意匠にも専利権を付与してはならない。また、第3段落の中の語順を調整し、その表現をよりの確なものにした。

7. 意匠専利権を付与しない事由の削除（第一部分第三章第7.4節）

第一部分第三章第7.4節第（6）号で、保護を要求する意匠は、物品自身の一般的な形態でない場合、例えば、ハンカチを動物の形態にした意匠は、保護しない客体に該当すると規定している。この規定は、出願と審査をミスリーディングし、「ハンカチ」のような物品を独特なデザインがある形に折って、「ギフト」等の物品形式で意匠専利を出願しても、専利権を付与しないと誤解させる恐れがある。これは、このような革新成果の保護に不利であるし、本来の規定の本意でもない。また、上記規定は本質上、意匠専利物品の図面の提出に関する規範化要求であり、意匠専利保護客体に関する規定に入れるべきではない。従って、革新保護及び内容関連性の視点から、第（6）号の内容を削除した。

8. 意匠専利出願の関わる「全体意匠」物品に対する保護の追加（第一部分第三章第4.2.1節、第9節）

新領域、新業態の発展に伴い、ますます多くの「全体意匠」物品が現れてきている。「全体意匠」物品は、通常、複数の単体物品からなり、出願人が保護したがるのは、全体意匠としての視覚効果を有する意匠である。現行『指南』の規定によると、「全体意匠」物品の中の各物品単体がそれぞれ異なる種類に属し、独立した使用価値があるため、出願人は、各物品単体についてそれぞれ専利出願を提出する必要がある。これは、出願人の設計本意から背離しており、革新主体の「全体意匠」物品での革新を本格的に保護することができない。

今回の改正で、上記の「全体意匠」物品は「組合せ物品」として保護されることができるとを明確にした。一方、「組合せ物品」の3パターン及び組合せ物品に該当しないパターンを例によってそれぞれ説明した。具体的には、第一に、「1つの組合せ物品のデザインは1件の意匠に該当する」と明確にした。第二に、第一部分第三章第4.2.1節の「図面の名称及びその表示」における組合せ物品に関するコ

ンセプトと3つのパターンを同章第9節に移し、「類似意匠」と「組物の意匠」の関連解釈と同節に入れ、審査と出願の時にこの幾つかのパターンを区分しやすいようにしている。第三に、各パターンの例による説明を追加した。第四に、「テーブルの上に自由にアクセサリを置く」ことを例にし、複数件の物品の既存意匠を自由に組み合わせることは、全体意匠に該当せず、意匠専利権を付与してはならないと明確にした。

三、実体審査部分の通用章節の主な改正内容と改正説明（『指南』第二部分第一章～第八章）

（一）法律違反の発明創造に関する改正（第二部分第一章第3.1.1節）

現行『指南』の中で法律違反の発明創造の例を挙げて説明しているが、その違反する具体的な法律に言及しなかった。今回の改正で、事例の対応する行為と違反する具体的な法律を明確にした。また、関連法律に「文化財偽造」という行為自身に関し明文規定がないため、文化財偽造の例を削除した。上記改正を通じて、『専利法』第五条における関連法律違反の発明創造の審査を更に規範化し、法に基づく行政を厳格化することを目指している。

（二）社会公德違反の発明創造に関する改正（第二部分第一章第3.1.2節）

現行『指南』の中で社会公德違反の発明創造の例を挙げて説明している。その中に「暴力殺人又は猥褻な画像又は写真がある意匠」を含む。『指南』第一部分第三章の意匠部分に意匠を対象とする関連規定があることから、上記内容を「暴力殺人又は猥褻内容がある物品又は方法」に調整し、その例がもっと社会公德違反の発明の審査に適するようにした。

（三）疾病の診断と治療方法に関する改正（第二部分第一章第4.3.1.1節、第4.3.1.2節）

ビッグデータ及び分析技術、人工知能技術等ハイテクと医療業界との深い融合により、スマート医療等の新領域及び新技術を産ませた。スマート医療領域の革新に対する保護を強化し、積極的に革新主体の保護ニーズに応答するために、「疾病の診断と治療方法」の審査規則に対し以下の改正を行なった。

第二部分第一章第4.3.1.1節の専利権を付与しない事例から「血圧測定法」の例を削除した。現在、人体生理指標測定の方法がますます多様化し、ますます多くの生理指標測定法の専利出願の直接的な目的は診断結果や健康状況を得ることではなく、中間的な結果情報を得るのみである。関連測定方法が疾病の診断方法に該当するかどうか判断する時、『指南』第二部分第一章第4.3.1.1節で規定している2つの要件に基づいて客観的に判断しなければならない。

第4.3.1.2節の診断方法に該当しない例に1例を追加した。医療領域で、コンピュ

一タ等情報処理能力を備えている装置で実施し、診断に関わる情報処理方法は、一般的には、情報処理の正確率を高め、情報の識別、保存と伝送を便利にすることを目的とし、採用する中核的な技術手段は、通常、アルゴリズム、情報統計分析、情報相互接続、人工知能等技術に関わる。コンピュータで提供する結果は、通常、医者
の正確な疾病診断と治療案の制定に参考を提供するのみのものである。「(4) 直接的な目的が診断結果や健康状況を得ることではなく、コンピュータ等情報処理能力を備えている装置で実施する中間的な結果を得る情報処理方法。」は診断方法に該当しないと明確にし、また、社会向けに公示し、指導とし、このような発明創造に対する保護を強化し、革新主体のニーズを満たすことに有益である。

(四) 中外特許書類の引用時期に関する改正 (第二部分第二章第2.2.3節)

現行の『指南』の中の背景技術部分で引用する中外特許書類の開示時期の規定について、差異がある。今回の改正で、引用する外国特許書類の異なる開示時期に対する要求を削除した。外国特許書類の引用時期の制限を緩和することにより、出願人の要望に答え、知的財産権保護の実現に有益である。一方、PCT国際出願の国内段階の審査標準が国際段階とより調和するようにした。

(五) 明細書を根拠とすることに関する改正 (第二部分第二章第3.2.1節)

1. 判断を支持する理由に関する改正

現行『指南』の中で、明細書に支持されていないと判断するには、「疑いの理由がある」ことが必要とされ、関連事例が挙げられている。今回の改正で、「疑いの理由がある」を「疑いの理由が充分ある」に改正し、また、植物種子の処理例を改正し、異なる植物種子の耐低温性等の生理特性差異の原因分析を追加することにより、明細書に支持されていないと判断するにいたる思考の道すじを示した。審査官が「明細書に支持されていない」という審査意見を出す時に、深い分析を充分行わないまま断言的な結論を出すことなく、充分な理由と根拠を提供するよう指導し、出願人の合法的権利を保障ことを目指している。また、「園芸技術者」を「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)」に統一した。

2. 機能や効果限定に関する改正

現行『指南』の中で機能や効果特徴により発明を限定する規定は比較的厳格なものである。今回の改正で、「機能や効果特徴で発明を限定することをなるべく避けなければならない」を「一般的には、構造特徴で発明を限定する」に改正し、また、「…の場合においてのみ、機能又は効果特徴で発明を限定することを認める」を、「…の場合において、機能又は効果特徴で発明を限定することができる」に改正した。改正により、機能や効果で限定するかどうかの選択権を出願人に返上した。出願人は実際の需要に応じて、特許保護に有益であるという目的から、自らクレームの作成方法を決定することができる。

(六)新規性審査に関連する改正（第二部分第三章第2.1.2.1節、第2.1.2.2節、第5節）

1. インターネット開示の定義と開示日の確定等の内容の追加（第2.1.2.1節）

情報技術の急速な発展に伴い、インターネットは情報伝播の重要なルートになり、審査実務においてインターネットで開示された従来技術がますます多く現れてきた。今回の改正で、初めてインターネット開示の定義を明確にし、開示の認定及び開示日の確定ルールを更に細分化した。今回の改正で、インターネット資料の特殊性に合わせて、現行『指南』に記載した3種類の出版物を「(1) 紙媒体の出版物及び視聴資料」と「(2) インターネット又はその他のオンラインデータベースに存在する資料」という2部分に分けた。その中の「紙媒体出版物」は現行『指南』で規定している「各種印刷、印字した紙媒体」に対応する。

「紙媒体出版物及び視聴資料」については、現行『指南』の規定を踏襲し、『電子出版物の出版管理規定』を参照し、視聴資料の出版日をその開示日とした。「インターネット又はその他のオンラインデータベースに存在する資料」については、今回の改正で重点的に以下の3つの内容を明確にした。第一に、このような資料の構成要件は、データ方式で保存し、ネットワークをその伝播のルートとすることであると明確にした。第二に、このような資料は、「合法的なルート」を通じて得られるものであると強調し、不正手段、例えば、他人の対外的に公開していないLAN又はサイバースペース等に侵入し得る情報を排除しようとした。第三に、現行『指南』第四部分第八章の規定を参照し、このような資料の開示日を原則として「発布日に準ずるのが一般的である」と規定した。その上に、実務において、最もよく見られる2パターンの場合、どのように開示日を確定するかについて規範化した。

2. 「入札・応札」が使用開示に該当する可能性がある」と明確にした（第2.1.2.2節）

入札・応札は近代社会の取引方式の1つとして、市場経済の中で重要な役割を發揮している。今回の改正で「入札・応札」を使用開示の範囲に入れた。理由は2つある。第一に、入札・応札過程における技術内容の開示は製品又は技術の取引により行われるものであり、その性質は使用開示に該当する。第二に、入札・応札行為により使用開示に該当し、その発明創造の専利保護に影響を及ぼすことがないように、出願人が市場取引の中でビジネスリスクを回避するよう注意することができる。

3. 『専利法』第二十四条の新規性の期間延長に関する3つ目の事由の改正（第5節）

市場競争と情報技術の発展に伴い、他人が出願人の同意を得ず、発明創造を開示した後、第三者が新規性の延長期間内にその情報を得て、それを再度開示する可能性が倍増している。その再度の開示行為を他人の1回目の発明創造漏洩行為と同一

行為として扱わなければ、情報伝播技術が急速に発展する今日では、『専利法』第二十四条の新規性の期間延長に関する3つ目の事由はある程度その存在する価値を失う。発明創造保護と社会公衆の利益の間のバランスを取るために、今回の改正で、「他人が出願人の同意を得ず発明創造の内容を漏洩し、第三者が当該方式で開示した発明創造を知り得た後、それを再度開示した場合」、専利出願はこの再開示により新規性を喪失しないが、この再開示行為が1回目の開示によって引き起こされたため、延長期間は発明創造の1回目の開示日から起算しなければならないと明確にした。

関連声明と証明材料の提出について、今回の改正では、出願人が、他人がその同意を得ず発明創造の内容を漏洩したと発見したタイミングによって、2つのランクに分ける。出願人が自らそのような状況が存在すると発見した場合は、現行『指南』の規定を踏襲し、出願人はその状況を発見した日から2ヶ月以内に声明を提出し、関連証明資料を付け加えなければならない。出願人が専利局の通知書を受領してからその状況を知り得た場合は、声明の提出が不要となり、「出願人は当該通知書の指定する返答期限内に、新規性を喪失しない延長期間の返答意見を提出し、証明書類を付け加えなければならない」に改正した。『細則』第三十条第四項の規定に従って指定期限内に証明書類を提出しなかった場合は、新規性の延長期間を適用しないという法的結果を負う。

(七)進歩性審査に関連する改正（第二部分第四章第3.1節、第3.2.1.1節）

今回の改正は系統的に進歩性の審査基準を見直した。内容としては、どのように適切な「最も近い従来技術」を選択するか、どのように発明の実際に解決しようとする技術課題を的確に特定するか、どのように独立クレームと従属クレームの進歩性判断上の関係を正確に処理するか、が含まれる。これは、専利審査の品質と効率アップの必然的な要求であり、また、知的財産権の保護レベルを高め、革新主体によりよいサービスを提供することにも役立つ。今回の進歩性審査に関連する改正は、以下の4つの領域に及ぶ。

1. 独立クレームと従属クレームの進歩性判断の明瞭化（第3.1節）

現行『指南』第二部分第四章第3.1節で、「1つの独立クレームに進歩性を備えている場合は、当該独立クレームの従属クレームの進歩性を審査しない。」と規定している。実務において、専利出願で優先権を要求している等の場合、独立クレームの優先権が成立するが、従属クレームの優先権が成立しなければ、一部の間接書類は独立クレームの新規性と進歩性に影響を与えることができないが、従属クレームの新規性と進歩性に影響を及ぼす可能性がある。

審査の品質を高め、専利権付与の安定性を向上させるために、今回の改正では、「当該独立クレームの従属クレームの進歩性を審査しない」を、「一般的には、当

該独立クレームの従属クレームの進歩性を審査しない」に改正した。

2. 最も近い従来技術を選択する時の優先要素の明確化（第3.2.1.1節(1)）

現行『指南』の第二部分第四章第3.2.1.1節で、最も近い従来技術を選択する時、技術領域、解決しようとする技術課題、達成する技術効果若しくは用途及び/又は開示した発明の技術特徴が比較的多い等複数の要素を考慮する必要があると規定している。上記規定は原則的な規定であり、実務においては、最も近い従来技術を選択する時に共通技術特徴の数量を一方向的に強調しすぎて、従来技術の技術課題と発明の解決しようとする技術課題が関連しているかどうかを重視しないことにより、進歩性の評価に偏差が出る等の状況につながったこともある。今回の改正では、最も近い従来技術を選択する時、技術領域を考慮するとともに、従来技術の解決しようとする技術課題も重要視しなければならない、なるべく同一及び/又は類似する技術領域における技術課題が本出願の発明の解決しようとする技術課題と関連する従来技術を優先的に最も近い従来技術として発明の進歩性を評価する必要があると明確にした。この改正は進歩性審査の中で発明創造の起点と過程に戻ることが重要視するように導くことを目指し、進歩性審査基準の運用の一致性に有益である。

3. 「改めて特定する技術課題」の1つの特殊事由の追加（第3.2.1.1節（2））

現行『指南』で、発明の実際に解決しようとする技術課題とは、「よりよい技術効果を得るために最も近い従来技術に対し改善を行う技術任務」を言う規定しているが、実務において、一部の発明は最も近い従来技術と比較し、技術効果が同等で、「よりよい技術効果」を示していないが、技術構想が違ふ、別の技術方案の選択肢を提供している。現行『指南』における実際に解決しようとする技術課題に関する規定には、このような場合が含まれていないため、ある程度、認識の不一致につながっている。また、実務において発明の実際に解決しようとする技術課題をあまりにも広範に特定している又はあまりにも具体的に特定している場合がある。例えば、区別的特徴に対する指向が含まれる、又は区別的特徴を直接発明の実際に解決しようとする技術課題とするなど、「下種の後知恵」という落とし穴にはまる。

今回の改正は、3つ内容を含む。第一に、発明の実際に解決しようとする技術課題を改めて特定する時に、1つの特殊事由、つまり、「発明のあらゆる技術効果が最も近い従来技術に相当する時、改めて特定する技術課題は、最も近い従来技術と異なる別の技術方案の選択肢を1つ提供することである」事由を追加し、革新の法則と特徴を全面的に反映することを目指した。第二に、発明の実際に解決しようとする技術課題を客観的に分析し、特定しなければならないことを強調した。「客観的」とは、区別的特徴の発明の中で達成することができる技術効果に基づいて、改めて特定する技術課題が当該技術効果にマッチングするようにする必要があり、あまりにも広範なものであっても具体的なものであってもよくないこと、一方、実際

に解決しようとする技術課題には発明で当該技術課題を解決するために提案した技術手段が含まれてはならず、以降の技術啓発判断の中で「下種の後知恵」という落とし穴にはまらないように、区別の特徴そのものに特定されることができないし、区別の特徴に対する指向や示唆が含まれてはならないことを言う。第三に、大衆消費電子設備の例を1つ追加し、発明の実際に解決しようとする技術課題をどのように改めて特定するかについて更に説明した。

4. 公知の常識的な証拠のタイプの補足（第3.2.1.1節（3））

現行『指南』第二部分と第四部分で、公知の常識的な証拠のタイプについて全て列挙方式で説明していたが、今回の改正では、『指南』第四部分第八章第4.3.3節の規定を参照して、「技術辞典、技術マニュアル」を補助用書物の列挙項目とし、公知常識を挙証する時、技術辞典、技術マニュアルから関連情報を探すことができるとヒントを与えた。また、同節では「例えば」という方式で公知常識のタイプを列挙し、その全てを網羅しているわけではなく、教科書又は技術辞典、技術マニュアル等補助用書物の中で開示した、改めて特定する当該技術課題を解決する技術手段はあくまでも公知常識の中で最もよく見られるタイプに過ぎないため、「補助用書物等の中で」の「等」を削除し、「列挙」という表現方式と一致させた。

（八）検索レポートに記入する書類タイプに関する改正（第二部分第七章第12節）

今回の改正で、T、L書類タイプの定義を追加し、『PCT国際検索と方式審査指南』と一致するようにした。改正により、検索レポートの書類タイプに関する規定はより完全的、規範的なものになり、全面的、正確的に検索結果を表示しやすくなり、出願人に便利を与えるとともに、審査官の参考、使用にも便利を提供している。

（九）単一性欠如出願に対する扱いに関する改正（第二部分第八章第4.4節）

現行『指南』の中で、単一性欠如出願に対する扱いとして、出願人は1回目の審査意見通知書における第一独立クレーム又はその従属クレームに対する「単一性欠如」という審査意見を受領した場合、単一性欠如に関わるその他のクレームを削除又は改正する必要があると規定している。今回の改正で、出願人は任意のクレームの組（第一独立クレームも含む）を削除することができ、そのクレームの組を削除した後単一性の欠陥を克服できればよいことを明確にした。上記の改正により、出願人に単一性を有しない複数の組のクレームに対する選択権利をより多く与えており、出願人権益の保障により有益である。

（十）電子審査システム関連の改正（第二部分第八章第2.2.4節、第3.2.5節、第3.3節、第4.10.2.3節、第4.10.4節、第4.12.1節、第4.12.3節、第4.13節、第5.1.2節、第5.2.4.1節、第5.2.4.2節、第6.2.2節、第7.1節、第7.2節、第7.3節と第8節）

近年、「放管服」改革を深化させ、各種行政審査事項を大幅に削減し、公共サービス能力を改善するために、国家知識産権局の電子審査システムは電子化建設を経

て、全フローのペーパーレス化審査を実現している。今回の改正は審査実務と電子審査システムの実的な作業フローを踏まえて発明の実体審査プロセスと事務処理に関連する内容に対して行った改正であり、具体的な改正内容は以下のように示している。

社会公衆及び出願人の権益を充分保障するように関連審査要求を明確にした。例えば、(1)「その他の関連書類のチェック」部分で、審査官が出願書類に公衆意見が記載されているかどうかをチェックし、審査の時にそれを考慮するように要求している。(2)「専利権付与の通知書を発行する時にしなければならないこと」の部分で「登録項目変更」と「重複した権利付与を回避することの確認」の具体的な要求を規定している。

電子審査システムと一致するための適応的改正を行なった。例えば、(1)紙媒体調書と電子ファイルを出願書類に統合し、審査官が紙媒体調書に対し実施するマーク情報、記入内容、押印・綴じ及び調書引き継ぎ等の関連操作に関する規定を削除した。(2)個人審査書類のアーカイブ化や対比書類の複製等、現行規定の内容が電子審査システムにより実現された事項に対しては強制的な要求をしないようにした。(3)電子出願の差替頁の提出の実的な状況に適応するように、提出すべき差替頁を「改めてプリントしたもの」に限定しないようにした。

四、コンピュータプログラムに関わる発明専利出願の審査部分の主な改正内容と改正説明（『指南』第二部分第九章）

从2015年『国務院による新情勢下の知的財産権強国の建設の加速化に関する若干の意見』（国発〔2015〕71号）の公表から、2019年末の『知的財産権保護の強化に関する意見』の公表まで、党中央、国務院による新業態、新領域の革新成果保護に対する具体的な要求は、「インターネット、電子商取引、ビッグデータ等の領域の知的財産権保護規則の研究強化」から「新業態、新領域の保護制度の整備」に進化した。新業態、新領域の関連発明専利出願に対する専利保護を確実に強化し、出願書類の作成を指導し、出願品質の向上を促進するために、今回は、第二部分第九章では、それぞれ客体審査基準、コンピュータプログラム製品の保護、アルゴリズム内部性能改善の保護、及びユーザー体験アップ効果の進歩性考量等について改正を行なった。

（一）コンピュータプログラムに関わる発明専利出願の客体の審査基準の充実化と調整、関連審査事例の適応的改正（第二部分第九章第2節、第3節と第6節）

1. 客体審査基準の充実化と調整（第2節、第6.1.2節）

今回の改正で、客体審査基準を調整し、技術方案の「3要素」判断における技術手段の役割を目立たせ、客体の判断をより客観的なものにし、新業態、新領域での

革新成果に対する保護を強化した。

第一に、今回の改正では、『専利法』第二条第二項の技術方案の定義から、第2節の技術方案の判断を「自然法則に適合する技術効果を得るために、技術手段で技術課題を解決した場合、この解決案は専利法第二条第二項で規定している技術方案に該当する」、及び「自然法則に適合する技術効果を得るために、技術手段で技術課題を解決しようとしなかった場合、この解決案は専利法第二条第二項で規定している技術方案に該当しない」という表現に改正し、技術手段を記載しているかどうかを3要素判断の一番重要な位置付けとし、3要素間の関連性を体現した。

第二に、「コンピュータによる実施」を技術手段の1種として導入した。当該技術手段では必ず技術課題を解決し、対応する技術効果を得るようにすることができるため、方案にコンピュータを利用して実施する技術手段を記載している場合は、当該方案が技術方案に該当すると直接判断することができ、また、「コンピュータによる実施」に含まれる範囲を更に解釈した。今回の改正では、「コンピュータによる実施」を、方案に直接ハードウェア及びハードウェアによりコンピュータプログラムを実行して制御と処理を実現する内容を記載している、又は直接ハードウェアを記載していないが、コンピュータプログラムを実行して実現する方案についてハードウェア制御と処理を体現することができる内容を記載しているという2パターンに解釈している。また、例を挙げて技術データ処理プログラム、工業過程制御プログラムとシステム内部性能改善プログラムの実行はハードウェアの制御と処理を体現することができることに該当すると明確にし、現行の3段落の例を削除した。

第6.1.2節の3要素判断関連の内容に対し適応的調整を行なった。

2. 審査例関連の適応的改正（第3節、第6.2節）

(1) 第3節【例1】の分析及び結論の改正

当該事例ではコンピュータプログラムによる円周率計算がタイトル名称にしか記載されておらず、タイトル名称を除き、方案により限定されている内容は単なる数学演算方法又は規則であることを明確にした。改正後の分析結論は改正後の客体審査基準の分析の考え方によりマッチングするものであり、指導性がより強い。

(2) 第3節【例2】と【例8】及び第6.2節【例5】と【例6】の削除

第3節【例2】に示した事由は【例1】と類似し、典型的なものでないため、削除した。これと同様に、第3節【例8】、第6.2節【例5】と【例6】を削除した。

(3) 「コンピュータによる実施」の判断方法を提供するべく、第3節【例4】～【例7】と第6.2節【例2】～【例4】の事件内容及び/又は分析並びに結論部分を改正した。

現行『指南』第二部分第九章第3節と第6.2節における技術方案に関連する事例分

析及び結論部分は、技術3要素の視点からの分析であり、今回の改正では、審査基準の変化に適応するために、一部の事例の事件内容に対し細部調整を行い、分析及び結論部分における技術課題及び技術効果に関する分析を削除し、コンピュータを利用して実施する技術手段に対する判断を追加した。

改正後、第3節【例4】と第6節【例3】、【例4】は「コンピュータによる実施」のパターン1に該当する。第3節【例3】、【例5】、【例6】及び第6節【例2】は「コンピュータによる実施」のパターン2に該当する。

具体的には、第3節【例3】の方案では、工業過程制御プログラムを実行することによりゴムの硫化時間を制御することは、「コンピュータによる実施」のパターン2に該当する。【例4】の方案にモバイルコンピューティング設備とリモートサーバー及びこれらの設備を通じて保存容量の拡張に対する制御と処理を実現した内容を記載しており、「コンピュータによる実施」パターン1に該当する。また、方案に内部性能改善プログラムを実行することにより、保存容量を拡張する内容を記載しており、「コンピュータによる実施」のパターン2にも該当する。【例5】における「コンピュータに入力した未処理画像を入手する」を「未処理画像の入力」に改正し、【例6】における「液晶ディスプレイに伝送し表示する又は通信ポートを通じて送信する」を削除し、事例の事件内容をより明確にした。事件内容調整後の【例5】と【例6】は「コンピュータによる実施」のパターン2を満たすようになった。第6節【例2】の方案の各ステップで処理するデータは画像データであり、当該方案に畳み込みニューラルネットワークで画像データに対し、畳み込み、プーリング操作等の技術処理を行う内容を記載しており、「コンピュータによる実施」のパターン2に該当する。【例3】の方案に端末設備、サーバー及びこれらの設備を通じて位置情報等のデータに対する採取、計算を実現する内容を記載しており、「コンピュータによる実施」のパターン1に該当する。【例4】の方案に情報処理能力を備えているブロックチェーン業務ノード及び前記ブロックチェーン業務ノードを通じて通信接続の安全構築に対する制御と処理を実現する内容を記載しており、「コンピュータによる実施」のパターン1に該当する。

(4) 第3節に技術方案に該当しない審査例を追加

改正後の審査基準について、第3節で技術方案に該当しない審査例【例7】を記載し、方案が3要素を満たすかどうかという視点から分析を行い結論を出し、客体審査例の充実化を図っている。

(5) 第6.2節に技術方案に該当するアルゴリズム関連審査例を追加

現行『指南』第二部分第九章第6.2節におけるアルゴリズムに関わる客体審査例は、主に特定応用領域においてアルゴリズム特徴を含む専利出願を中心にしてきたが、今回の改正で、改善がアルゴリズム自身にある例「ディープニューラルネット

ワークモデルの訓練方法」を追加した。当該事例の解決方案に訓練データの規模によって異なる性能を備えるプロセッサを配備している訓練方法を選択し、システム全体の処理性能を高める内容を記載しており、「コンピュータによる実施」のパターン2に該当する。当該例では、改善がアルゴリズム自身にある発明専利出願の客體判断時の審査に指導を提供しており、アルゴリズム関連の専利出願に対する保護の強化に有益である。

(6) 各タイトルの適応的調整

第3節(2)、第3節(3)と第6.2節(2)のタイトルについて適応的調整を行なった。

(二) コンピュータプログラム製品の保護の明確化(第二部分第九章第5.2節)

2017年『国家知識産権局による「専利審査指南」の改正に関する決定』(国家知識産権局令第74号)で、コンピュータプログラムを保存しているコンピュータ可読保存媒体に対する保護形式を明確にしていたが、インターネット技術の発展に伴い、ますます多くのコンピュータソフトウェアは従来のCD、ディスク等の有形保存媒体に依存しなくなり、インターネットを通じて信号の形で伝送、配信、ダウンロードするようになった。革新主体のソフトウェア保護強化の要望を満たすために、今回の『指南』改正では、第二部分第九章第5.2節「特許請求の範囲の作成」部分に、「コンピュータプログラムに関わる発明専利出願のクレームは、コンピュータ可読保存媒体又はコンピュータプログラム製品に作成することができる」と明確にし、また、「コンピュータプログラム製品が主にコンピュータプログラムを通じてその解決方案を実現するソフトウェア製品である」と解釈した。

本節には、コンピュータプログラム製品及びプログラムを構成部分とする装置、コンピュータ可読保存媒体のクレームの作成例を追加した。

(三) コンピュータプログラムに関わる発明専利出願の進歩性審査の改正(第二部分第九章第6.1.3節と第6.2節)

1. アルゴリズムでコンピュータの内部性能に対する改善を実現した場合は、前記アルゴリズム特徴の技術方案への貢献を考慮しなければならないことを明確にした(第6.1.3節)

今回の改正では、第6.1.3節の新規性と進歩性の審査部分に、「クレームのアルゴリズムにより、データ保存量減少、データ伝送量減少、ハードウェア処理速度向上等、コンピュータシステムの内部性能に対する改善が実現され、ハードウェアの演算効率と実行効果が高まった場合、当該アルゴリズム特徴と技術特徴は機能的にサポートし合い、相互作用の関係にあると認識することができ、進歩性審査に当たって、前記アルゴリズム特徴による技術方案への貢献を考慮しなければならない」ことを明確にした。

2. 改善がアルゴリズム自身にある進歩性審査例の追加（第6.2節）

第6.2節の審査例の部分に、改善がアルゴリズム自身にある例として「ニューラルネットワークパラメータの適応に用いる方法」を追加した。当該事例で、「改善がアルゴリズム自身にある発明専利出願について、その方案がハードウェアの運行性能を高め、コンピュータシステムの内部性能に対する改善を実現している場合、進歩性判断に当たって、その技術方案への貢献を考慮しなければならない」ことを明確にした。今回の改正で、革新主体のニーズに適時に答え、人工知能領域の関連発明専利出願に対する専利保護の強化に有益である。

3. 技術特徴から生まれたユーザー体験向上の効果を、進歩性審査の中で考慮しなければならないことを更に明確にした（第6.1.3節）

今回の改正で、第6.1.3節に関連記述を追加し、「進歩性審査に当たって、技術特徴がもたらした若しくは技術特徴から生まれた、又は技術特徴及びそれと機能的にサポートし合い、相互作用の関係にあるアルゴリズム特徴若しくは商業規則及び方法特徴が共同でもたらした若しくはそこから生まれたユーザー体験効果を考量しなければならない」ことを明確にした。

4. 【例9】物流配達方法の分析及び結論の改正（第6.2節）

今回の改正で、第6.2節【例9】の分析及び結論部分で技術特徴から生まれたユーザー体験アップ効果の進歩性判断における役割を肯定した。

五、漢方薬領域の発明専利出願審査の主な内容及び改正説明（新規追加、『指南』第二部分第十一章）

漢方薬技術領域の発明専利出願の審査は比較的強い領域特徴がある。漢方医・漢方薬革新に対する指導と保護をより強化し、漢方医・漢方薬関連科学技術の精髓の伝承と正道を守る革新を促進し、漢方医・漢方薬の振興発展を加速化するために、今回の改正では、『指南』第二部分に第十一章「漢方薬領域の発明専利出願審査の若干規定」として、計六節を追加した。

（一）序言（第二部分第十一章第1節）

本章の作成目的や主旨について簡単に説明した。

（二）漢方薬発明専利の保護する客体（第二部分第十一章第2節）

本節は、よく見られる専利権を付与することができる漢方薬製品発明と漢方薬方法発明の事例に及び、また、薬用禁止の有毒漢方薬材を含む発明、自然界から見つけた自然な形で存在する物質、漢方医・漢方薬の理論、漢方医・漢方薬の記憶方法、漢方医の診断・治療方法には専利権を付与することができないと指摘し、正反両面から専利保護の客体範囲を明確にした。

（三）明細書及び特許請求の範囲（第二部分第十一章第3節）

本節は、「明細書の十分な開示」及び「特許請求の範囲の明確化とサポート」という2部分の内容を含む。「明細書の十分な開示」には、漢方薬の名称の作成を規範化、指導するための「漢方薬の名称」と、薬の構成及びその用量配合比の作成を規範化するための「漢方薬組成物の構成及び用量配合比」と、臨床効果データに臨床医療記録又は臨床症例を含むことを明確にし、漢方医の病気と症候群で限定する時の実験データ要求を規範化した「漢方薬組成物の医薬用途」と、が含まれる。「特許請求の範囲の明確化とサポート」の部分においては、「「…から作る」は漢方薬組成物発明の調合方法をもって製品クレームを限定するよく見られる表現方式であって、事例と合わせてクレームの成分用量配合比の範囲は明細書を依拠とし適切に要約しなければならない」ことを明確にした。

本節の改正方案で明確な作成ガイドラインを提供し、実験データの要求を明確にしたため、革新成果に対する保護に有益である。

(四)新規性（第二部分第十一章第4節）

本節は、「漢方薬組成物の成分用量配合比」と「漢方薬の製薬用途の関わる病気と症候群」という2部分の内容を含む。成分用量配合比に関わる漢方薬組成物の新規性判断については、歴代の度量衡の変化がもたらした古代の薬物用量単位と近代の薬物用量単位との差異に注意する必要がある。漢方薬製薬用途発明の新規性判断において、漢方医の病気と症候群、及び西医の病気又は薬物の作用メカニズムとの間の関係に注意しなければならないことを強調した。

本節の改正方案で、漢方医・漢方薬の特徴を十分に考慮し、症候群を識別し治療を講じることが漢方医の疾病治療の基本原則であることを強調し、漢方薬発明創造のより効果的な保護に有益である。

(五)進歩性（第二部分第十一章第5節）

本節では、重点的に漢方薬領域で出願件数が比較的高い漢方薬組成物発明の進歩性審査について審査原則と方法を規定し、進歩性判断に当たって漢方薬の発明革新の特徴を把握しなければならないことを強調した。発明と従来技術の技術方案の「理、法、方、薬」を十分に考慮し、発明の実質の視点から、成分構造を分析し、最も近い従来技術を的確に特定する。区別的特徴を特定するに当たって、その成分の中で発揮する役割の主従的な地位によって格付ける、又はその効果や効き目によって分類することができ、保護を要求する発明の中で区別的特徴の達成することができる技術効果に基づいて、発明の実際に解決しようとする技術課題を客観的に特定し、更に従来技術全体に当該区別的特徴、及びそれを最も近い従来技術に用いて当該技術課題を解決するという技術的啓発が存在しているかどうかを分析する。

漢方薬組成物の臨床実践の中での形成法則とアイデアが生まれた過程によって、漢方薬組成物発明を「加減方発明」、「自己処方発明」という2種類に分ける。加

減方発明には、漢方薬原料が変更する「処方発明」、「合方発明」という2種類が含まれる。漢方薬原料が変更する発明を「薬種の増減」、「薬種の置き換え」、「薬量の加減」という3種類の発明に分け、それぞれ進歩性判断の原則と方法を規定している。

事例を選択する時に、進歩性を有する「正の例」と進歩性を有しない「反の例」を規定することにより、審査基準をよりうまく釈明し、審査の品質と効率を高めることを図っている。

(六) 実用性（第二部分第十一章第6節）

領域特徴を有する「医者処方」及び「外科手術方法で動物体から漢方薬原料を得る方法」の関連発明を実用性審査時の注目事項として選択し、規範化している。

六、国内段階に入った国際出願の方式審査及び事務処理部分の主な改正内容と改正説明（『指南』第三部分第一章）

(一) 明細書及び特許請求の範囲の訳文に関する改正（第三部分第一章第3.2.1節）

『指南』第一部分第一章第4.2節のシーケンス表に関する改訂方案に基づき、本節で適応的改正として「電子出願の場合、規定に適合するコンピュータ可読シーケンス表を提出し明細書の1つの単独な部分としなければならない」という対応する内容を追加した。シーケンス表の提出要求を簡素化し、出願人の負担を軽くした。また、「シーケンス表は400頁を超える場合、規定に適合するコンピュータ可読シーケンス表のみを提出してよい」という関連規定を、紙媒体出願の対応する部分に移動した。

(二) 先の出願書類の副本提供に関する改正（第三部分第一章第5.2.2節）

出願人が国際段階で先の出願書類の副本を提出する際、現行『指南』の本節の2種類の方式に限らない。例えば、国際局が電子図書館を通じて入手するため、『細則』第百一十条第三項の記述、つまり「出願人が国際段階で専利協力条約の規定に従って、先の出願書類の副本を提出した場合」を採用する。

(三) 引用追加に関する改正（第三部分第一章第5.3節）

本節の現行規定における「出願人に引用追加項目又は部分を削除するように通知する」を「出願人に補正するように通知する」に改正した。改正後、国際段階で引用追加項目又は部分がある国際出願について、出願人が国内段階移行手続きを行う時に中国に対応する出願日を明記しなかった又はその改正を請求しなかった場合、専利局は出願人に補正のチャンスをも1回与え、出願人の不注意又は手続き上のミスによる実体権利の喪失を回避する。これにより、「放管服」改革の要求を深化させる。

また、補正のチャンスを増やしたため、引用追加内容を残す条件は、国内移行手

続きを行う時の国内移行声明に準ずるのではなく、補正後の書類に準ずる可能性があるため、タイミングに対する制限を取り除き、「国内段階移行手続きを行う時、国内移行声明の中で…」を削除した。出願人が国内移行声明の中で中国に対応する出願日を明記した又は補正方式で明記し、その改正を請求した場合は、出願書類に引用追加項目又は部分を残すことを認めるが、中国に対応する出願日の改正を請求しなかった場合は、引用追加項目又は部分を残すことを認めない。

なお、『専利協力条約実施細則』の関連規定に従って適応的改正を行い、「漏洩」を「漏洩又は間違えて提出した」に改正した。

(四) 訳文の誤りの訂正費用及びその他の特殊費用に関する改正（第三部分第一章第5.8節、第7.3節）

『新しい行政事業性料金基準の実施に関する公告』（国家知識産権局公告第244号）に基づいて費用名称を「訳文の誤りの訂正手数料」から「訳文訂正費」に変更した。

(五) 国内段階の登録項目変更に関する改正（第三部分第一章第5.10.2節）

当事者の便利を図り、本節における「出願人又は発明者が異なる国で異なる姓名（言語種類の違いのみではない）を使用する」事由及びその事例の規定を削除した。改正後、出願人が提出する証明書類が減少した。このような場合、出願人は登録項目変更手続きを行う必要はない。

(六) 料金納付の特殊規定に関する改正（第三部分第一章第7.2.3節）

『専利料金軽減弁法』（財税〔2016〕78号）『専利料金軽減関連業務の処理方式の調整に関する公告』（国家知識産権局公告第229号）『第39号令で発布した「専利費用軽減・猶予弁法」の廃止に関する令』（国家知識産権局令第72号）の規定に基づいて「費用軽減・猶予」を「料金軽減」に改正した。

七、審判無効部分の主な改正内容と改正説明（『指南』第四部分）

(一) 審査決定の構成に関連する内容の改正（第四部分第一章第6.2節）

1. 審判、無効決定事由の作成要求の改正（第6.2節（4））

当事者の審判無効手続きに対する理解と重視の深化に伴い、その提供する理由と証拠がますます多くなり、審判、無効決定の事由として記載する必要がある内容もますます多くなり、合議体が関連内容を作成する時に、より多くの手間がかかるが、当事者のこの部分の内容への関心度は高くない。前期の研究及び特別トピック研究により、無効理由、証拠及び証拠の組み合わせがますます多様化することを背景に、事由部分の作成はまだ改善の必要性があることがわかった。審査決定の作成を規範化し、複雑化・簡素化にすべきものを合理的にわけて、審査決定の当事者及び社会公衆に対する法律解釈の効果を増やし、審査の品質と効率を更に向上させる

ために、当該部分の規定を改正する必要がある。

今回の改正で、第6.2節(4)で、「事由部分は、時間順で審判又は無効宣告の請求、範囲、理由、証拠、受理、書類の提出、転送、審査過程及び主な意見相違等の状況を記載しなければならない。」を「事由部分は、時間順で審判又は無効宣告の請求、範囲、理由、証拠、受理、書類の提出、転送、審査過程及び主な意見相違等の状況を記載してもよいし、帰納の方式で審査決定を出すために必要な重要事項を簡単に記載してもよい。」に改正し、事由作成に対する強制的要求を調整し、合議体にある程度の作成の選択自由を与えた。事件内容上の必要や作成習慣によって、合議体は事由を全面的に記載してもよいし、帰納の方式で審査決定を出すために必要な重要事項について簡単に記載してもよい。

2. 意匠に関わる審査決定における決定理由の関連規定の改正(第6.2節(5))

今回の改正で、第6.2節(5)「意匠に関わる審査決定については、必要に応じて文字により関わる意匠の主な内容について客観的に記述しなければならない」の後に、「必要な時に、画像又は写真を付け加える」を追加した。意匠の審査決定の作成において、「合議体は事件内容の必要に応じて、文字に画像又は写真を付け加える方式で記述することができる」と明確にし、案件の事実をより直観的に反映し、審査決定の当事者及び社会公衆に対する釈明効果を強化することを図っている。

(二)無効案件の審査方式に関連する内容の改正(第四部分第三章第4.4、4.4.4節)

『指南』第四部分第三章第4.4.4節の規定によると、無効案件の審査方式の選択は、決定結論に対する判断に基づくものである。実務において、無効案件の審査方式の選択は、合議体が事件内容によって自ら確定する範囲である。現在、同節の規定が細かすぎて、合議体による審査方式の合理的な選択に必要な制限をかける恐れがあり、審査の品質と効率の向上に不利である。そのため、当該部分を改正する必要がある。

今回の改正では、「4.4.4審査方式の選択」を削除し、「4.4審査方式」というタイトルの下に、「無効宣告手続きにおいて、専利復審委員会は案件の具体的な状況に応じて、口頭審理、書面審理又は口頭審理と書面審理を組み合わせた方式を採用して審査することができる。」という段落を追加し、無効案件の審査方式は合議体が事件内容に応じて選択できることを明確にし、また、無効案件の審査方式として口頭審理、書面審理及び口頭審理と書面審理を組み合わせた方式があることを明確にした。第4.4節の概要部分で、案件の具体的な状況に応じて審査方式を選択することができることを明確にしたため、第4.4.4節でどのように審査するかについて更に詳しく規定する必要はない。

(三)無効手続きにおける書類転送、無効宣告請求審査通知書の返答期限に関する

改正（第四部分第三章第4.4.1節、第4.4.3節）

無効手続きにおける書類転送及び審査通知書の返答期限については、専利法及びその実施細則の中でいずれも明確に限定しておらず、『細則』第六十八条で「指定期限内に返答する」と規定しているのみである。審査実務において、簡単な案件と複雑な案件の必要とする返答期限は違う。優先審査案件と早期審査案件の場合、当事者からも審査期間を短縮する強いニーズがある。上記の規定では、個別案件の差異に適応することができず、当事者の合理的な要望も満たすことができないため、知的財産権の早期保護により強いサポートを提供するように、当該部分を改正する必要がある。

今回の改正では、第4.4.1節における「指定返答期限は1ヶ月とする」を「当該指定返答期限は一般的な場合1ヶ月とするが、比較的簡単な場合、これより短い期間でもよい」に改正した。第4.4.3節における「審査通知書の内容の対象となる関係当事者は当該通知書を受領した日から1ヶ月以内に返答しなければならない」を、「審査意見通知書の内容の対象となる関係当事者は指定期限内に返答しなければならない。当該指定期限は一般的な場合1ヶ月とし、比較的簡単な場合、これより短い期間でもよい」に改正した。改正後、合議体は具体的な事件内容及び当事者の合理的なニーズに応じて、当事者双方の利益と審査効率のバランスを総合的に取り、当事者の権利を充分保障すると共に、合理的な返答期限を確定することができる。

（四）口頭審理の確定に関連する内容の改正（第四部分第四章第2節）

1. 口頭審理の具体的な方式の明確化（第2節）

インターネット技術の発展に伴い、オンライン口頭審理にとって技術的な妨害がもはや存在しない。情報化技術を充分利用して、オンライン口頭審理を展開すれば、審査品質と審査効率をより高め、当事者のニーズを満たすことができる。近年、国家知識産権局は、多くの地方でオンライン口頭審理を展開した。特に新型コロナウイルス感染症の世界的流行のさなかに、オンライン口頭審理方式により、当事者の生命健康の安全を確実に守り、無効案件の審査作業の順調な展開を効果的に保障した。「放管服」改革をよりよく促進し、審査業務で「国民にサービスと便利を提供する」理念を貫徹するために、『指南』の中でオンライン審理方式を明確にし、新技術の発展を利用して審査品質と効果の向上を促進する必要がある。今回の改正では、第2節に「口頭審理は、オフライン審理、オンライン審理及びオフラインとオンライン審理の組み合わせ等の方式を含む」を追加し、口頭審理規定を更に細分化し、口頭審理はオンライン審理の方式を採用できることを明確にした。

2. 無効案件当事者が口頭審理を請求する時の合議体の処理方式に関する規定の改正（第2節）

『指南』の現行規定によると、当事者が『指南』で規定している4つの理由に基

づいて口頭審理を請求すれば、合議体はそれに同意しなければならない。当該規定は、口頭審理を請求する側の権利を効果的に保障することができるが、極少数の当事者に悪意で利用される恐れもあり、案件審査の進捗が人為的に遅延させられたり、相手当事者の正当な権益に損害をもたらしたりすることにつながりかねないため、当該部分を見直す必要がある。

今回の改正では、第2節で、無効手続きの当事者が『指南』で規定している4つの理由に基づいて口頭審理を請求した後の合議体の処理方式を、「合議体は口頭審理を行うことに同意しなければならない」を、「合議体はそれに同意しなければならない。但し、合議体が確かに口頭審理の必要がないと判断した場合は除く」に改正した。案件の事実がすでに明らかにされた場合において、当事者の口頭審理請求に同意しなくてもよいことを明確にし、当事者が当該規定を利用して案件の正常な審理過程を引き伸ばすことを防ぎ、知的財産権の保護厳格化の効果をより強化した。

3. 審判、無効案件当事者が口頭審理を請求する理由に関する一部の記述の調整（第2節）

今回の改正では、第2節で、審判と無効手続きの当事者が口頭審理を請求する時の依拠とする理由における「面と向かう」を「口頭」に改正することで、オンラインとオフラインでの口頭審理における意見陳述の実際の状況を全面的に反映することを図った。

（五）意匠審査に関連する内容の改正（第四部分第五章第5.1.2、第5.2.4節、第6節）

1. 意匠が実質的に同一である関連規定の改正（第5.1.2節（1））

『指南』の現行規定に記載する「その区別が一般の注意力を払って気づくことができない局部の些細な差異にある」の中の「ことができない」という記述はカバーできる場合が少な過ぎるため、『専利法』第二十三条第一項と『専利法』第九条の権利付与基準が低くなることにつながる恐れがある。実務において、複数の意匠専利の保護範囲が大きく重なることになり、権利侵害手続きにおいて、1件の侵害被疑製品が同時に複数の意匠専利の保護範囲に含まれることにつながる恐れがある。従って、知的財産権の厳格化保護をよりよくサポートするために、当該部分を改正する必要がある。

今回の改正では、第5.1.2節（1）で、「その区別が一般の注意力を払って気づくことができない局部の些細な差異にある」の中の「ことができない」を「しにくい」に改正し、上記の規定をより合理的なものにし、審査実務に適合するようにした。

2. 全体的観察、総合的判断の規定の改正（第5.2.4節）

現行『指南』において、「全体的観察、総合的判断」の具体的な内容は整っていない。審査実務をよりよく指導するために、今回の改正では、第5.2.4節で、「全

体的観察、総合的判断とは、係争専利と対比意匠の全体から判断するのであって、意匠の部分又は局部から判断結論を出さないことを言う。」を、「全体的観察、総合的判断とは、一般消費者を判断主体として、係争専利と対比意匠を全体的に観察し、2者の同一点と相違点を特定し、その全体的な視覚的効果への影響を判断し、総合的に結論を出すことを言う。」に改正し、全体的観察、総合的判断原則の判断主体及び判断過程を明確にし、現在の審査実務の基準と一致させると共に、当事者の当該基本原則に対する理解と把握にも役立つ。

3. 『専利法』第二十三条第二項に単独対比を含むことの明確化(第6節)

審査実務において、当事者が『専利法』第二十三条第二項を係争専利と複数意匠の組み合わせの対比のみを含み、係争専利と1件の意匠の対比を含まないと誤認し、大量の証拠を提出して組み合わせを行うことがよくあった。これは、当事者の挙証負担を増やすし、審査効率を低下させている。従って、同条に単独対比と組み合わせ対比という2種類の方式を含むことを明確にする必要がある。

今回の改正では、第6節第1段落の1句目の後に、本段落の2句目として「判断に当たっては、係争専利を1件の従来意匠と単独で対比してもよいし、係争専利を2件以上の従来意匠の特徴の組み合わせと対比してもよい。」を追加し、『専利法』第二十三条第二項には単独対比と組み合わせ対比という2種類の方式を含むことを明確にした。

4. 意匠の組み合わせ対比の時組み合わせに用いられる従来意匠の特徴に関する規定の追加(第6節)

『専利法』第二十三条第二項を適用して意匠の組み合わせ対比を行うに当たって、一部の当事者の組み合わせに用いられる意匠特徴の概念に対する理解に偏差があるため、無作為にカットする点、線、面又は局部に対する無作為な分割を組み合わせに用いる従来意匠の特徴とすることがある。そのため、組み合わせに用いられる従来意匠の特徴を明確に規定する必要がある。

今回の改正では、第6節の最後の段落の後に、「組み合わせに用いられる従来意匠の特徴は、物理上又は視覚上自然的に区分することができる意匠であって、相対的に独立する視覚的効果を有するものでなければならず、無作為に分割する点、線、面は、組み合わせに用いられる従来意匠の特徴に該当しない。」という段落を追加した。

(六) 文字の適応的調整(第四部分第三章第5節)

2017年『国家知識産権局の「専利審査指南」の改正に関する決定』(国家知識産権局令第74号)では、『指南』第四部分第三章第4.6.2節で規定している「クレームの合併」という改正方式を削除したが、同章第5節に「その他のクレーム(合併方式で改正した後のクレームを含む)を対象とする無効宣告理由は成立しない」と

いう記述が依然として存在しているため、ここでその適応的改正を行い、括弧の中の内容を削除した。

八、専利出願及び事務処理部分の主な改正内容と改正説明（『指南』第五部分）

（一）専利出願の処理形式への電子方式の追加に関する改正（第五部分第一章第2節、第2.1節、第2.2節、第2.3節）

現在、電子出願は専利出願の主な形式になっている。そのため、「専利出願処理」の関連章節に、「電子形式」を「紙媒体形式」の前に移動した方がより合理的であり、実際の状況と適合する。

現行『指南』における、「口頭、電話、実物等の非書面形式で各種手続きを行う、又は電報、テレックス、ファックス、電子メール等の通信手段で各種手続きを行う場合は、いずれも提出していないと見なし、法的効力が生じない」という規定は、電子形式と紙媒体形式の専利出願にとっていずれも拘束力がある。そのため、上記規定を総括部分に移動し、現実的に採用しなくなった通信手段を削除した。

また、現行『指南』第五部分第十一章の「5.6 紙媒体出願と電子出願の転換」もここに移動し、専利出願手続きを行う形式の更なる補足とした。

（二）証明書類要求の最適化に関する改正（第五部分第一章第6節）

今回の改正では一部の証明書類を廃止したため、ここでその適応的改正を行う。『専利電子出願に関する規定』（国家知識産権局令第57号）の中の電子出願関連証明書類の提出要求を本章節に組み入れ、内容がより充実したものにした。

『指南』で当事者は専利局で証明書類原本の登録を行うことができることを明確にした。出願人が関連手続きを行う時に登録番号を明記した場合、証明書類の原本を提出したと見なすことにより、証明書類の提出方式を簡素化した。

（三）登記手数料に関連する改正（第五部分第二章第1節、第五部分第八章第1.2.1.2節、第1.2.2.1節、第1.2.3.1節、第五部分第九章第1.1.3節）

登記手数料の納付に関する記述を簡素化し、特に現行の「権利付与年度の年金」に関連する解釈内容を削除した。登記手続き処理通知書の中の権利付与年度とは、権利付与通知書の発行日から、出願人が登記費用を納付する納付周期及び権利付与公告準備周期後の合理的に推定する年度を加える年度を言うが、実際の権利付与年度は権利付与公告日の実際の所属年度であり、上記の2つの年度に差異が存在する恐れがある。そのため、『指南』で権利付与年度の年金について解釈せず、実際に処理する時に、権利付与通知書に明記した年度で処理することができる。

専利登記費、公告印刷費は既に廃止になったため、『指南』の関連条項からそれに対応して専利登記費と公告印刷費を削除した。

（四）統一的な費用軽減に関連する内容の改正（第五部分第二章 第3節、第3.1節、

第3.2節、第4.2.1.3節)

『指南』に「費用軽減を請求する場合、前もって費用軽減登録をしなければならない」という記述を追加し、国家知識産権局の関連公告と一致させた。

現行『指南』に記載する「費用軽減・猶予請求書の提出」を「料金軽減請求の提出」に改正した。実務において、当該請求は、請求書の関連選択肢にチェックを付ける又は費用軽減請求書を提出する等様々な形式で実現することができる。

『專利料金軽減弁法』と一致しないため、現行『指南』に記載する「必要な時に証明書類を提出する」要求を削除した。

料金軽減請求書の出願人（又は専利権者）全員の署名要求及び代理機構に費用軽減手続きを委託する声明を削除した。專利料金軽減請求手続きの要求をその他の手続きと一致させることで、「放管服」の要求を実施に移し、「証明書を減らし国民の便利を図る」ことを更に強化した。

『專利料金軽減弁法』の内容に従って現行『指南』の中の関連名詞を統一にし、「費用軽減・猶予」を「料金軽減」に統一した。

(五) 払い戻し事由の追加に関する改正（第五部分第二章第4.2.1節、第4.2.1.1節）

『財政部国家發展改革委による一部の行政事業性料金の廃止、免除及び調整の関連政策に関する通知』（財税〔2018〕37号）の主旨に基づいて、実体審査段階に入った發明專利出願について、1回目の審査意見通知書の返答期限が満了する前（返答意見を提出した場合は除く）に自ら取り下げを申請した場合は、專利出願実体審査費の50%の払い戻しを請求することができる」と明確にし、出願人及び社会公衆に明確な指導を提供している。

(六) 通知書に專利費用情報の誤りが存在する場合の処理の追加に関する改正（第五部分第二章第4.2.4.3節）

通知書に專利費用情報の誤りが存在する場合の処理を追加し、プロセスの中で通知書の関わる費用の訂正に処理根拠を提供している。

(七) 受理しない事由の中の專利代理機構に委託した場合の要求に関する改正（第五部分第三章第2.2節）

中国本土に通常の居所又は営業所がない外国出願人が中国の組織又は個人と共同で專利を出願したり、その他の專利事務を行ったりする場合は、本土の送達住所を選択するか、又は專利代理機構に委託しなければならない。法律条項には、外国出願人が第一署名出願人であるかどうかを判断の根拠とすることを強調していない。従って、中国本土に通常の居所又は営業所がない外国出願人が中国本土の出願人と共同で專利を出願し、專利代理機構に委託していない時、代表者が当該外国出願人である場合は、その專利出願を受理すべきではない。中国本土の出願人が代表

者である場合は、その専利出願を受理すべきである。受理しない事由（7）中国香港、マカオと台湾地区の出願人の関連要求に対しても改正を行なった。

また、今回の改正では「専利を出願する」の前に「単独で」という3文字を加え、特に出願人が1人しかいない場合を指し示し、誤解を避けるようにした。

（八）電子出願と紙媒体出願の受理の関連手続きの統合、最適化に関する改正（第五部分第三章第2.3.1節、第2.3.2.2節、第2.3.3節、第3.2節、第4節、第5節、第6節）

審査実務の必要に応じて、専利出願受理の関連手続きを改正し、指導方針を目立たせ、操作の細かい点を簡素化し、正確で、簡潔に記述し、その他の章節と重複する内容を削除した。

（九）機密保持請求証明書類に関する改正（第五部分第五章第3.1.1節）

機密保持請求証明書類の発行者を明確にした。現行『指南』における「関係部門が機密レベルを確定した関連書類を提出する」という表現を、「機密レベルを定める権限がある機関、組織が発行した機密保持証明材料を提出する」というもっと規範的で、正確で、運用性が高い表現に改正した。

機密保持請求証明書類の形式要求を明確にした。中で、「機密保持証明材料」という表現は、発明専利願書第20欄と実用新案専利願書第17欄の内容と一致する。

（十）国防専利局の名称変更に適応するための改正（第五部分第五章第3.1.2節、第3.2節、第4節）

「国防専利局」を「国防知識産権局」に改正し、「国防専利復審委員会」を「国防知識産権局復審委員会」に改正した。

「国家安全又は重大な利益に関わり機密保持の必要がある場合」を削除した。本節に関連の説明があったため、重複した記述は必要ではない。

「電子専利出願システムを経由して書類を提出してはならない」を削除した。国防知識産権局は、現在、電子専利出願システムがないため、誤解を招かないようにそれを削除した。

（十一）機密解除国防専利の受理と扱いの追加に関する改正（第五部分第五章に第5.4節を追加）

『指南』の中で機密解除国防専利の受理と扱いに関連する規定を追加し、国防知識産権局と専利局による機密解除国防専利の引き継ぎ、扱いに根拠を提供し、社会公衆と機密解除国防専利の専利権者が、専利局が国防知識産権局から引き渡した機密解除国防専利を受理するプロセスをはっきりと理解するようにしている。

（十二）通知書の名称及び署名押印に関する改正（第五部分第六章第1.1節、第1.2節）

実務において、費用軽減・猶予審査通知書の名称は既に費用軽減審査通知書に変

更した。また、審査官は通知書に押印せず、全て通知書に署名する方式を採用するようになっている。機構改革後、専利復審委員会名義の印鑑がなくなったため、その適応的改正を行った。

(十三) 郵便配達経路の問い合わせ時効に関する改正（第五部分第六章第3.2節）

改正後、『指南』における郵便配達経路の問い合わせ時効に関する規定を『中華人民共和国郵政法』で規定している郵便配達経路の問い合わせ時効と一致させた。これにより、広範な出願人の身近な利益をよりよく保障することができる。

(十四) 権利回復に関する改正（第五部分第七章第6.2節）

改正案に記載する「審判請求の期限が満了する日」という表現は、『専利法』第四十一条第一項と『指南』第四部分第二章2.3 (1)の中の「専利局が出した拒絶決定を受領した日から3ヶ月以内」に対応しており、『指南』第五部分第六、七章の関連内容に合わせ、審判請求を提出する「期限が満了する日」は、専利局が出した拒絶決定を受領した日から3ヶ月後の対応日であることを明確にすることができる。

(十五) 審査延期に関する改正（第五部分第七章第8.3節）

習近平総書記による「知的財産権審査の品質と審査の効率を向上させよ」という重要な指示を実施に移し、審査資源をより合理的に配置するために、同一出願人が同日に同じ発明創造について実用新案も発明特許も出願する場合に対し、専利権を取得した実用新案に対応する発明専利の出願の審査を延期する規定を追加した。

(十六) 専利公報と単行本出版に関する改正（第五部分第八章第1.1節、第2節）

専利公報は、電子公報を主な公報形式とするため、「電子公報形式」を「定期刊行物の形式による発行」の前に移動した。

『専利開示公告の出版周期の調整に関する公告』（国家知識産権局公告第241号）によると、専利開示公告の出版周期は週に1回から週に2回に調整された。電子公布公告システムのサービスインに伴い、週に数回、更には毎日公報することも可能になった。『指南』の中の対応する規定によりよい適応性と柔軟性を持たせるように、「3種類の専利公報は年度計画に従って定期的にそれぞれ出版する」に改正した。

(十七) 専利権質入登記公告内容に関する改正（第五部分第八章第1.3.2.7節）

2010年に発布した『専利権質入登記弁法』（国家知的財産権局令第56号）に基づいて適応的改正を行った。「専利権質入契約の登記により発効する」を「専利権質入登記」に、「質入契約登記発効日」を「質入登記日」に、「専利権質入契約の登記変更」を「専利権質入登記変更」に、「専利権質入契約の登記抹消」を「専利権質入の登記抹消」に、「質入契約の登記解除日」を「抹消日」にそれぞれ改正した。

(十八) 証書授与方式の追加に関する改正（第五部分第九章第1.1.4節）

『電子専利証書と専利電子出願通知書の電子印鑑の関連事項に関する公告』（国家知識産権局公告第349号）に基づいて適応的改正を行なった。

(十九) 専利証書の改版に関する適応的改正（第五部分第九章第1.2.1節）

『専利証書及び専利証書副本の構成の関連事項に関する公告』（国家知識産権局公告第257号）、『国家知識産権局による専利証書の改版に関する公告』（国家知識産権局公告第286号）及び専利証書の実際の構成に基づいて、適応的改正を行った。

(二十) 専利証書の更新及び誤り訂正に関する改正（第五部分第九章第1.2.3節、第1.2.4節）

証書更新の際、当事者は手数料を納付する必要はない。旧証書に「更新済」という文字を記載しない。

『電子専利証書と専利電子出願通知書の電子印鑑の関連事項に関する公告』（国家知識産権局公告第349号）によると、権利付与公告日が2020年3月3日（当日を含む）以降の専利電子出願について、国家知識産権局は専利電子出願システムを通じて電子専利証書を授与することになる。必要があれば、電子出願登録ユーザーは請求により、紙媒体の専利証書を1冊取得することができる。

専利証書の誤りの訂正は、プリントミス訂正を含むほか、データの原因、審査の原因による誤りの訂正も含む。『細則』第五十八条の「國務院専利行政部門は専利公告、専利単行本に現れた誤りを発見すると、適時に訂正し、その訂正内容を公告しなければならない」という規定に基づいて、「プリントミスがある」を「誤りがある」に改正した。誤りがある専利証書については、同時に電子証書と紙媒体証書が存在するため、出願人が旧紙媒体証書を返済することを要求せず、旧専利証書の無効を公告し、訂正後の専利証書を授与する。専利権者が専利証書を無くした場合は、再発行をしない。また、専利権者が専利局に専利登記簿の副本の発行を請求し、当該専利の最新の法的状態及び関連情報を取得するように指導する。

(二十一) 終了期限の監視に関する改正（第五部分第九章第2.2.2節）

ビジネス環境をよりよく改善し、審査期間を短縮するために、終了期限満了監視を2ヶ月から1ヶ月に調整した。また、『指南』第五部分第七章第3.2節の期限監視方式の中で、期限満了日から1ヶ月経ってもまだ取り除いていない期限は、処理し、対応する処理決定を出さなければならないと明確にしている。従って、「滞納期限が満了する日から2ヶ月後」を削除した。

(二十二) 電子出願のユーザー登録の関連内容の充実化に関する改正（第五部分第一章に第9節、第9.1節、第9.2節を追加）

システム構築の発展に伴い、電子出願ユーザー登録の関連規定に対し適応的改正を行う必要がある。

電子出願代表者と電子署名等の名詞の定義については、電子出願ユーザー登録契約書の中で明確にし、登録手続きの中でユーザーに告知しており、電子出願代表者

の定義を『指南』第一部分第一章第4.1.5節に統合したため、今回の改正ではそれを削除し、一時的登録請求に関連する審査内容のみを残し、更にその充実化を行った。

(二十三)電子出願のユーザー情報変更に関する改正（第五部分第一章に第9.3節、第9.4節を追加）

現行『指南』第五部分第十一章第3.4節の電子出願ユーザー情報変更を第五部分第一章に移した。ユーザーが名称変更、住所変更等を請求し、変更手続きを行う必要がある場合は、電子出願ユーザー登録情報変更請求書及び対応する証明書類を提出しなければならない。審査官がそれを審査し、情報安全保障の義務を果たす。今回の改正では、ユーザー情報変更請求の審査手続きを追加した。

デジタル証明書は、電子出願書類を提出するユーザーの真実の身分を標識し、ユーザーの電子署名を検証することに用いる。当該ユーザーコード、デジタル証明書とパスワードを持って専利電子出願システムの中で行った全ての操作は、ユーザー自身による行為と見なす。従って、ユーザーにとっては、デジタル証明書を適切に管理しなければならない。専利局にとっては、デジタル証明書の再発行請求を慎重に処理しなければならない。今回の改正では、デジタル証明書の再発行手続きの処理要求及び審査手続きを追加した。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：国家知識産権局HP

https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html